

特定非営利活動法人行方市スポーツ協会スポーツ少年団
中学生受入事業補助金交付に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人行方市スポーツ協会が、部活動や競技の練習環境の減少により意欲があるが練習が行えない中学生を受け入れたスポーツ少年団の単位団に対し、特定非営利活動法人行方市スポーツ協会スポーツ少年団中学生受入事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 補助金の対象とする団体は、行方市スポーツ少年団に登録している単位団とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、中学生1名以上の受入につき1団体当たり、12,000円とする。

2 前項に規定する補助金の交付回数は、同一年度に1回を限度とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、特定非営利活動法人行方市スポーツ協会スポーツ少年団中学生受入事業補助金交付申請書（様式第1号）により行方市スポーツ協会会長に申請する。

(交付決定及び通知)

第5条 行方市スポーツ協会会長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、特定非営利活動法人行方市スポーツ協会スポーツ少年団中学生受入事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により交付申請者へ通知するものとする。

(交付の決定の取消し)

第6条 行方市スポーツ協会会長は、交付申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 交付申請者が虚偽の申請により、不正に補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他補助金を交付することが不相当と認められるとき。

附 則

この規程は、令和元年5月9日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年5月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

様式第2号（第5条関係）

令和 年 月 日

様

特定非営利活動法人行方市スポーツ協会
会 長

特定非営利活動法人行方市スポーツ協会スポーツ少年団
中学生受入事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった補助金については、特定非営利活動法人行方市スポーツ協会スポーツ少年団中学生受入事業補助金交付に関する規程第5条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 単位団名
- 2 交付決定額 ￥12,000-
- 3 附帯事項

請 求 書

一金 円

但し、特定非営利活動法人行方市スポーツ協会スポーツ少年団中学生受入事業補助金として

特定非営利活動法人行方市スポーツ協会会長 殿

令和 年 月 日

団 体 名

代表者氏名



<振り込み口座>

金融機関名	銀行・農協	支店
預金種目	1. 普通	
口座番号		
フリガナ 名 義		